

当院についてのご案内

■当院は保険医療機関の指定を受けています。

保険診療で受診される際は、保険証をご提示ください。

■義歯を6ヶ月再制作できない取り扱い

入れ歯を新しく作った後、6ヶ月間は新たに（同一のものを）作り直すことはできません。他院で作ったものについても同様です。

■当院では、患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています。

■当院では、個人情報保護に努めてまいります。

.....

■お子さんのむし歯治療が終わった後のむし歯予防について（保険外併用療養費）

13歳未満の患者さんで、う蝕が多発していない場合には、再びむし歯にしないための指導・管理を行うことができます。その際用いるフッ素塗布の費用は、以下の別途料金がかかります。詳しくは、スタッフにご相談ください。

フッ素塗布（1回1口腔） 500円

■病院との連携体制

偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう以下の医療機関と連携体制を確保しています。

連携先保険医療機関名：山形県立中央病院

電話番号：023-685-2626



当院についてのご案内

- 当院では下記の事項について、東北厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行なっています。

■歯科口腔リハビリテーション2

当院では顎関節症の患者さまに顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

■歯科初診料の注1に掲げる基準

口腔内で使用する歯科医療機器などの患者さんごとの交換、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど、十分なスタッフ研修と院内感染防止対策を講じています。

■医療DX推進体制整備加算

■歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■歯科訪問診療料の注15に規定する基準

通院が困難な患者さん（在宅で療養している患者さん）への訪問診療を行うことが可能です。

■クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着した冠やブリッジにおいて、2年間の維持管理に取り組んでおります。異常があればそのままにせず、お早めにお知らせ下さい。



当院についてのご案内

- 当院では下記の事項について、東北厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行なっています。

■手術用顕微鏡加算

当院では複雑な根管治療を行うために、手術用顕微鏡を設置しています。

■歯科技工士連携加算2

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）と情報通信機器を用いた連携体制を確保しています。

■光学印象

CAD/CAMインレー製作の際、光学印象を実施するにあたり歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認を行います。

■歯根端切除手術の注3

手術用顕微鏡を使い歯根端切除手術を実施しています。

■CAD/CAM冠

当院では必要に応じて、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、歯冠補綴物を設計・製作しています。

■クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着した冠やブリッジにおいて、2年間の維持管理に取り組んでおります。異常があればそのままにせず、お早めにお知らせ下さい。



お知らせ

当院では歯科医療における院内感染防止対策について、
下記の通り取り組んでいます。

- 院内感染対策に係わる指針等の策定
- 院内感染対策に係わる研修の定期的な受講ならびに従業者への定期的な研修の実施
- 口腔内で使用する歯科医療機器などに対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策を講じています

設置装置等： 高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)

- 当医院は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です

院内感染対策について、ご不明な点がございましたら、院長までおたずね下さい。

院長



かつき歯科クリニック
KATSUKI DENTAL CLINIC



「個人情報保護に関する宣言」

当院では、当院をご利用になる方々の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守して、個人の人格尊重の理念の下に下記の通り個人情報の保護を行うことを宣言いたします。

記

- 1.当院では、この宣言を当院の従業者その他関係者に周知徹底し、実行してまいります。
- 2.当院では、個人情報保護のために「個人情報取扱規則」を定め、責任体制を明確にするとともに、保管・管理の措置を講じます。
- 3.当院では、個人情報の入手を適切に行い、その利用目的等については院内に掲示して告知します。個人情報の利用は、利用目的に添った範囲内について、業務上必要な範囲に限り行います。
- 4.当院では、ご本人の申出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。
- 5.当院では、ご本人の同意なく第三者への個人情報の提供を行いません。ただし、利用目的で示した範囲及び、法律により情報提供が求められる場合には、法律やガイドラインに沿って提供を行う場合があります。

「個別診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することに致しました。

また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしております。発行を希望される方は会計窓口までお申し付けください。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合はその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は会計窓口はその旨お申し出ください。

医療DX推進体制整備加算について

- (1)オンライン請求を行っています。
- (2)オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3)電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4)電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- (5)マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- (6)医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びホームページに掲示しています。

